

<送付先>

FAX : 075-813-8119

住所 : 〒604-8520 京都市中京区西ノ京朱雀町1番地

学校法人 立命館 総務部 寄付事務局 行

寄 付 申 込 書

年 月 日

学校法人 立命館

理事長 森島 朋三 殿

寄付申込者

フリガナ

氏 名

下記のとおり、学校法人立命館の設置する学校の教育及び研究の充実のため、寄付を申し込みます。

1. 申込金額 (1口1,000円 10口以上をお願いします)	金 円也 (口)
2. 寄付目的	「オール立命館 校友の集い 2023」開催記念 「校友会未来人財育成基金」特別募集
3. 払込予定日	年 月 日 ※特別募集期間中(11月4日まで)にお振込願います。
4. 払込予定先 下記8行のいずれかのお振込予定先の金融機関口座に☑をお願いします 口座名義 学校法人 立命館 (が) リツメイカン	
<input type="checkbox"/> 三井住友銀行 京都支店 普通 302446	<input type="checkbox"/> 京都銀行 本店 普通 634005
<input type="checkbox"/> みずほ銀行 京都中央支店 普通 1888995	<input type="checkbox"/> 京都中央信用金庫 本店 普通 1132548
<input type="checkbox"/> 三菱UFJ銀行 京都支店 普通 1264463	<input type="checkbox"/> 滋賀銀行 本店 普通 108287
<input type="checkbox"/> りそな銀行 京都支店 普通 8637354	<input type="checkbox"/> ゆうちょ銀行 00900-5-226403
5. 本学指定振込用紙の送付 ※上記の金融機関の本支店間の窓口から振込まれる場合に手数料が無料となります。	<input type="checkbox"/> 送付を希望する <input type="checkbox"/> 送付を希望しない
6. WEB芳名録等への掲載 *特別募集は、掲載の同意が必要となります。	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名・申込口数・卒業年/修了年・ 卒業学部/修了研究科の掲載に同意する

8. ご連絡先	
① 住 所 〒	③属性 ※いずれかに☑をお願いします。 <input type="checkbox"/> 卒業生 () 大学・大学院 () 学部・研究科 () 年卒 () 学校・附属校卒 <input type="checkbox"/> 保護者 お子様の在籍校 () <input type="checkbox"/> 一般有志
②電話番号・メールアドレス 自宅・携帯 TEL () - E-mail	④生年月日 (西暦) 年 月 日

ご提供頂きました個人情報は、学校法人立命館個人情報保護基本方針に基づき、寄付業務に関する目的および個人が特定されない学内統計資料作成にのみ使用いたします。

※立命館使用欄

DB登録日	年 月 日
名簿ID	No.
申込ID	No.

(2023年度版申込書)

ご寄付による税制上の優遇措置について

学校法人立命館に対するご寄付は、所得税の税制上の優遇措置を受けることができます。

	税額控除	所得控除
優遇措置の内容	算出税額から差し引かれます	課税前の所得から差し引かれます
控除額	$\{(\text{寄付金額}^{*1} - 2,000 \text{円}) \times 40\%\}^{*2}$	寄付金額 ^{*1} - 2,000円
申告方法	本学発行の寄付金額収書を確定申告書類に添付して 所定の期間に所轄税務署に提出してください。 <small>※確定申告書等作成コーナーで寄付金控除の入力をする際の「寄付金の種類」は「公益社団法人又は公益財団法人等に対する寄付金」を選択してください。</small>	
還付される金額 について ※おおよその イメージです	例) 給与収入 600 万円の方が 5 万円をご寄付された場合 (所得控除・基礎控除のみ勘案した場合)	
	税額控除額: $(5 \text{万円} - 2,000 \text{円}) \times 40\% = 19,200 \text{円}$ 還付金額^{*2}: <u>19,200 円</u>	所得控除額: $5 \text{万円} - 2,000 \text{円} = 48,000 \text{円}$ 還付金額: $48,000 \text{円} \times 20\%^{\text{*注}} = \underline{9,600 \text{円}}$ <small>*注 各人が適用されている所得税率は収入によって 5~45%の範囲で変動します。</small>
備考	上記の還付金額はあくまでも控除の違いを掴んでいただくための簡易計算による金額です。 必ず還付される金額ではございませんので、ご注意ください。	

*1…年間総所得額の40%が限度額です

*2…所得税額の25%が限度額です

◀ ご注意事項 ▶

学校法人立命館の設置する学校への入学を寄付者ご本人様またはその子女様等が希望されている場合、当該学校の入学願書受付開始日から入学が予定されている年の年末までに納入いただいたものは「入学に関してする寄附金」とみなされ、税制上の優遇措置の対象とはなりません(入学決定後に募集の開始があったもので、新入生以外と同一の条件で募集される寄附金を除きます)。文部科学省からの通達により、「入学に関してする寄附金」の收受は禁止されておりますので、該当する場合はご寄付をお控えください。

※上記に該当する場合、以下についても「入学に関してする寄附金」とみなされます。

- ・寄付者ご本人様が学校法人立命館の設置する学校の卒業生であり、卒業生に対し募集しているご寄付をされる場合
- ・入学を希望されている子女様等とは別の子女様等がすでに学校法人立命館の設置する学校に在籍し、その保護者様に対して募集しているご寄付をされる場合
- ・入学辞退等により結果的に入学されない場合

◀ 地方自治体が条例指定している場合は、住民税についても寄付金控除が適用されます ▶

本学が条例指定を受けている地方自治体 (2023 年 4 月現在)

京都府・滋賀県・大分県・大阪府
 京都市・草津市・守山市・別府市・大阪市・茨木市・江別市

※ご寄付いただいた年の翌年 1 月 1 日時点で、上記に居住していることが条件となります。

※住民税の寄付金控除についての詳細は、各自治体のホームページ等をご確認ください。

※上記の自治体、および今後本学を住民税控除の対象法人として指定した自治体から要請があった場合は、寄付者名簿を提出することになっております。ご了承願います。寄付者名簿には、寄付者の氏名・住所、寄付金額、寄付金受領日を記載いたします。

お問合せ先

学校法人立命館 総務部 寄付事務局

電話 075-813-8110 FAX 075-813-8119

(受付時間 土日祝日を除く 9:30~17:00)

〒604-8520 京都市中京区西ノ京朱雀町 1 番地